

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」QA集



Q 1	受益者負担ってなに?
Q 2	「公の施設に係る受益者負担の設定基準」ってどんな基準?
Q 3	新潟市財産経営推進計画とは関係あるの?
Q 4	すべての市の施設や使用料が基準の対象?
Q 5	どうやって使用料を見直していくの?
Q 6	施設の算出に用いる「管理運営費」の範囲は?
Q 7	受益者負担割合はどうなっているの?
Q 8	使用料はどのくらい上がるの?
Q 9	利用率が低い施設は使用料が高くなるの?
Q 1 0	利用料金制施設はどうして対象外なの?
Q 1 1	ホール施設とコミュニティ系施設のような施設種別が異なる
	複合施設の場合はどうなるの?
Q 1 2	コミュニティセンターと公民館のような基準対象外と基準対象の
	複合施設の場合はどうなるの?
Q 1 3	施設の減免基準もこの基準で定められているの?
Q 1 4	新潟市以外の都市でも基準を策定しているの?

01. 受益者負担ってなに?



サービスを受ける方を「受益者」と言います。

公の施設は、市が提供する行政サービスの1つのため、施設を利用する 方=サービスを受ける方(受益者)です。

公の施設の管理運営には、施設を利用しない方を含む皆様からいただいた 税金(公費負担)により賄われており、公平性の観点から、施設を利用する 方には、適切な金額を使用料(受益者負担)として負担していただくことと しています。

Q 2. 「公の施設に係る受益者負担の設定基準」って ___ どんな基準?



公の施設の使用料について、受益者負担を踏まえて設定するための「<u>全市的な基準</u>」です。

この基準では、公の施設の使用料について、基本的な考え方や、 公的必要性と採算性の2つの視点で整理した受益者負担割合、施設使用料の 計算式、激変緩和措置などを示しています。

この基準に基づき、受益者負担の公平性の観点から使用料の負担水準の適正化を進めていきます。



「公の施設」というのは、 「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための 施設(地方自治法第244条)」だよ

Q3. 新潟市財産経営推進計画とは関係あるの?

財産経営推進計画では、基本方針編で掲げている財産経営の 4本柱の1つに「歳入の確保」を位置付けています。

その中で「使用料の見直しなど市の歳入を増やす方策を検討」と記載しています。

また、公共施設マネジメント編の経営改善の方策において、存続する施設 については「施設から得られる収入増」に取り組むこととしています。 その具体策の例として「受益者負担の見直し」を挙げています。

Q4. すべての市の施設や使用料が基準の対象?

原則、すべての公の施設が対象ですが、以下に記載した施設や 使用料は対象外としています。

- ▶ 市民の皆様の利用に供するための施設ではない庁舎や研究所などの施設
- ▶ 法律等で基準額などの定めがある使用料
- ▶ 企業会計における使用料
- ▶ 実費負担分として設定している使用料
- ▶ 利用料金制を導入している施設の使用料
- ▶ 駐車場や備品の使用料
- ▶ 新潟市財産条例第2条の規定による行政財産使用料

05. どうやって使用料を見直していくの?

施設ごとを基本に「管理運営費」に対する「収入」から算出した 現状の受益者負担割合が、基準に定める割合よりも高ければ使用料を下げ、 低ければ使用料を上げる見直しを行います。

基準で定める計算式

改定後(年間)使用料 = 施設の管理運営費決算額 × 0.9 × 受益者負担割合 改定後使用料単価 = 改定後(年間)使用料 ÷ 年間利用実績

今後は、管理運営費の変動を適切に反映させるため、4年ごとに見直しを 行う予定です。



財産経営推進計画に掲げている「運営経費削減10%」を踏まえ、 施設側の取組みとして、経営改善による経費節減の取組みを行う 前提(=管理運営費×0.9)で計算するよ

Q6. 使用料の算出に用いる「管理運営費」の範囲は

「人件費」「光熱水費」「物品の購入費」「清掃や保守点検の費用」「施設の修繕料」など、施設の管理運営に必要な経費全般が対象です。

一方で、公の施設は、市民全体の財産として利用機会はすべての市民にあることから、<u>「用地の取得費」や「施設の建設費」などの費用は公費負担</u>とし、使用料の算出には用いません。



施設の老朽化などに伴って生じる「大規模修繕費」も 公費負担で、使用料の算出には含まれないよ



07 受益者負担割合はどうなっているの?

市民生活を維持するため、自治体が主に提供している 「公的必要性」が高い施設は市民全体で支える観点から、公費負担の 程度が大きくてよいと考えられます。

また、「採算性」が低い施設では、管理運営費に相応する収入を得られる可能性が小さいため、公費負担の程度が大きくなります。

<u>これら「公的必要性」と「採算性」の組み合わせにより、受益者負担割合</u>を設定しています。

施設種別ごとの受益者負担割合

- (小) ← 受益者負担 → (大)
- (低) ← 採 算 性 → (高)

区分 С Α В 0 グループ 受益者負担割合0% ① 高 (公費負担割合100%) Ⅱグループ Ⅲグループ ア 受益者負担割合25% 受益者負担割合50% 1 1 I グループ (公費負担割合75%) (公費負担割合50%) 受益者負担公的必要性 受益者負担割合10% (公費負担割合90%) Ⅳグループ ∇グループ Ⅵグループ 1 受益者負担割合25% 受益者負担割合50% 受益者負担割合75% (公費負担割合75%) (公費負担割合50%) (公費負担割合25%) \downarrow 天 低 Ⅷグループ 垭グループ **区グループ** ゥ 受益者負担割合100% 受益者負担割合50% 受益者負担割合75% (公費負担割合50%) (公費負担割合25%) (公費負担割合0%)

上記グループに属する施設種別

グループ	施設種別
0	子育て支援施設、保健福祉施設
I	コミュニティ系施設、高齢者福祉施設、その他公共用施設
П	
Ш	
IV	博物館・資料館、レクリエーション施設(環境・産業学習)
V	ホール施設、美術館、スポーツ施設
VI	
VII	
VIII	レクリエーション施設、保養施設
IX	ホール施設(展示ホール)、レクリエーション施設(民間類似)

Q8. 使用料はどのくらい上がるの?

施設ごとの管理運営費と受益者負担割合から使用料を算出する ことを基本としますが、使用料を上げることとなった場合であっても、 施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定後の使用料は、改定前の 1.3倍を上限とします。

この対応は、施設利用者の負担緩和を目的としているため、使用料を下げる場合には適用しません。

09. 利用が少ない施設は使用料が高くなるの?

利用率の低い施設は、高額な使用料となることに配慮し、年間利用実績を補正する措置を設けています。

具体的には、利用率が算出できる施設にあっては、当該施設の利用率が その施設種別の平均利用率を下回る場合、年間利用実績を平均利用率に 合わせて補正します。

<ホール施設Aの例>

施設Aの利用者数 2,000人 施設Aの利用率 40%

施設種別の平均利用率 45%

施設Aの利用実績を利用率45%へ補正 ⇒ 2,100人

Q10. 利用料金制施設はどうして対象外なの?

利用料金制施設の利用料金収入は、指定管理者の収入となります。

利用料金制度は、施設の運営について、指定管理者の自主的な経営努力を 発揮しやすくすることなどを目的に、施設経営の基本的要素である料金の 決定について指定管理者の主体性を認めているものですので、対象外として います。

<利用料金制導入施設の例>

- ・アイスアリーナ
- じょんのび館
- ・アクアパーク など

Q11. ホール施設とコミュニティ系施設のような施設種別が 異なる複合施設の場合はどうなるの?



基本的には、<u>施設全体の管理運営費を面積按分などの合理的な</u> <u>算定方法で分けたうえで、受益者負担割合を適用</u>し、使用料を算出します。

Q12. コミュニティセンターと公民館のような 基準対象外と基準対象の複合施設の場合はどうなるの?

利用料金制施設であるコミュニティセンターは、この基準の対象外のため、使用料の見直しにあたっては、公民館分についてのみ基準を適用し、使用料を算出します。

Q13. 施設の減免基準もこの基準で定められているの?

<u>減免基準は、施設の設置目的や利用方法、利用者層などを考慮</u> して設定される例外的な取扱いであるため、施設ごとに定めています。

014. 新潟市以外の都市でも基準を策定しているの?

新潟市を除く<u>19の政令指定都市のうち、施設の使用料に</u> 関する全市的な基準や方針を策定している都市は13市あります。

直近の政令指定都市における策定事例(新潟市調べ) 堺市「受益者負担の基本的な考え方について」(R3.10月)